

令和 6 年度( )第 号

事業名 :

委託名 : 東山墓園管理業務委託(除草・剪定)

仕 様 書

名 張 市

# 仕 様 概 要 書

施行場所	名張市 下比奈知 地内
設計金額	一金 円
	(内消費税額 円)
契約期間	契約日から令和6年12月31日
事業量	

## 委託の概要

除草工(平地部・機械・年2回)	A=300m <sup>2</sup> /回
除草工(法面部・機械・年2回)	A=11,260m <sup>2</sup> /回
除草工(法面部・機械・年1回)	A=1,750m <sup>2</sup> /回
除草工(路側部・機械・年2回)	A=220m <sup>2</sup> /回
除草伐根工(低木植込・法肩部・人力・年2回)	A=70m <sup>2</sup> /回
除草伐根工(墓参路・人力・年2回)	A=1,050m <sup>2</sup> /回
剪定工(低木・寄植・年1回)	A=213m <sup>2</sup> /回
剪定工(中木・生垣・年1回)	A=2,940m <sup>2</sup> /回
剪定工(低木・年1回)	ΣN=814本
剪定工(高木・年1回)	N=19本
芝刈り(法面部・機械・年2回)	A=760m <sup>2</sup> /回

# 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	代価番号	摘 要
業務委託費(東山墓園管理業務委託)								
直接工事費			式	1				
運搬費			式	1				
準備費			式	1				
仮設費			式	1				
役務費			式	1				
安全費積上			式	1				
共通仮設費計			式	1				
純工事費計			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価計			式	1				
一般管理費			式	1				
委託価格計			式	1				
消費税相当額			式	1				
請負委託費			式	1				

## 工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
施設整備		式		1		
除草・剪定		式		1		
除草		式		1		
平地部（機械除草2回）	300m <sup>2</sup> ×2	m <sup>2</sup>		600		
法面部（機械除草2回）	11,260m <sup>2</sup> ×2	m <sup>2</sup>		22,520		
法面部（機械除草1回）	1,750m <sup>2</sup> ×1	m <sup>2</sup>		1,750		
路側部（機械除草2回）	220m <sup>2</sup> ×2	m <sup>2</sup>		440		
低木植込、法肩部、墓参路（人力伐根2回）	70m <sup>2</sup> ×2	m <sup>2</sup>		140		

## 工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
墓参路（人力伐根2回）	1,050m <sup>2</sup> ×2	m <sup>2</sup>		2,100		
合葬式墓所（機械除草2回）	760m <sup>2</sup> ×2	m <sup>2</sup>		1,520		
剪定		式		1		
剪定工（低木・寄植・年1回）		m <sup>2</sup>		213		
剪定工（中木・生垣・年1回）		m <sup>2</sup>		2,940		
剪定工（低木・年1回）		本		814		
剪定工（高木・年1回）		本		19		
処分		式		1		

## 工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
運搬処分		式		1		
トラック運搬	普通 2t	台		20		
処分費	草	m3		90		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

## 工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要			
							事業区分	公園緑地整備・改修	
工事名		R6-N-※東山墓園管理業務委託（除草・剪定）		当初		工事区分		共通仮設費	
工事原価		式		1					
一般管理費等		式		1					
工事価格		式		1					
消費税相当額		式		1					
工事費計		式		1					

# 特記仕様書

## 第1節（作業内容）

発注者が指定する別紙の区域の除草・剪定を行う。また、作業にあたっては、作業で発生した刈草・剪定枝等は風などにより散乱しないよう寄せ集め・運搬・清掃等を行い受注者の責任と負担で全て場外へ搬出すること。

### （1）除草作業

機械除草、人力抜根の作業の範囲については、別紙の通りとする。なお、刈高、仕上げの程度については、発注者と事前に協議し実施すること。また、除草対象区域で樹木や株もの等を植えてある場所は、幹や枝に傷をつけないよう十分に注意し、ツタ・落ち葉等をかき取り清掃すること。

### （2）剪定作業

樹木の剪定は樹種本来の形を維持すること。玉物類及び生け垣類の剪定は、根本廻りの雑草の除去及び枯れ死した枝等の除去を行うこと。なお、その他剪定作業の詳細については、発注者の指示によるものとする。

### （3）芝刈り作業

作業の範囲については、別紙の通りとする。事前に刈り込み高を発注者と協議のうえ、作業を実施すること。原則として機械刈りとし、刈りムラ刈り残しのないように均一に刈り込むこと。刈り取った芝は速やかに処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃すること。

## 第2節（作業回数と時期）

### （1）除草作業

除草作業は年2回の実施とし、作業の時期については下記の通りとする。但し、除草作業の回数が1回の区域の除草時期は、6月中旬から7月初旬とする。なお第1期墓所の砂利の参路については、人力での抜根を行うものとする。

（作業時期）

1回目：6月中旬から7月初旬

2回目：10月初旬から11月初旬

### （2）剪定作業

実施時期や範囲・箇所・方法等については発注者と協議し、対象となる植物の適当な剪定時期に実施するものとする。

### （3）芝刈り作業

芝刈り作業は年2回（5月・10月）の実施とし、作業の時期については発注者と協議することとする。



#### (4) その他

上記以外の軽微な作業について、発注者と協議のうえ実施するものとするし、これにかかる契約代金の清算は行わない。また、東山墓園復旧にかかる工事との重複を避けるため、受注者は、作業実施日を発注者と事前に協議すること。

#### 第3節（作業で発生したごみについて）

各作業で発生したごみ等については、種類毎に分別し、受注者の責任において処分するものとする。

#### 第4節（作業に必要な物品等について）

各作業で必要となる機器・車両・用具・消耗品等については、受注者において調達し負担するものとする。

#### 第5節（草木の処分について）

- (1) 除草・剪定作業で発生した草木については、市内の一般廃棄物再生利用業（草木類）の指定を受けたリサイクル施設において処分すること。
- (2) 近郊の農家等で堆肥利用等のため、個人・会社にて無償で引き取る所があればそこへの搬入を優先するものとする。

#### 第6節（提出書類【提出時期】）

- 現場代理人等通知書【業務実施前】
- 工程表【業務実施前】
- 作業写真（作業前、作業中、作業後。作業日の確認できる形で提出）【契約代金請求時（年2回）】
- 除草作業で発生した草の処分量がわかる書類（受入伝票の写しと集計表）【契約代金請求時（年2回）】
- 剪定作業で発生した枝木の処分量がわかる書類（受入伝票の写しと集計表）【契約代金請求時（年2回）】
- 完了通知書【業務完了後】
- その他市担当者が指示する書類【随時】

#### 第7節（損害賠償等）

- (1) 作業にあたっては、墓園利用者の安全を確保するとともに墓石、設備等に損傷を与えないよう、また利用の妨げにならないよう十分注意すること。
- (2) 作業が原因で第三者及び墓石、設備等に万一損傷を与えたときは、速やかに発注者に連絡するとともに、受注者の責任において復旧に要する費用を全額負担し、損害

等について賠償すること。

- (3) 崩落地付近の作業にあたっては、発注者と事前に協議の上、作業実施にあたっては事故防止に努めること。
- (4) 作業中における受注者の責任に帰する災害、事故については、受注者が責任を負うこと。
- (5) 施設等に異常がある場合は、速やかに発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第8節（その他）

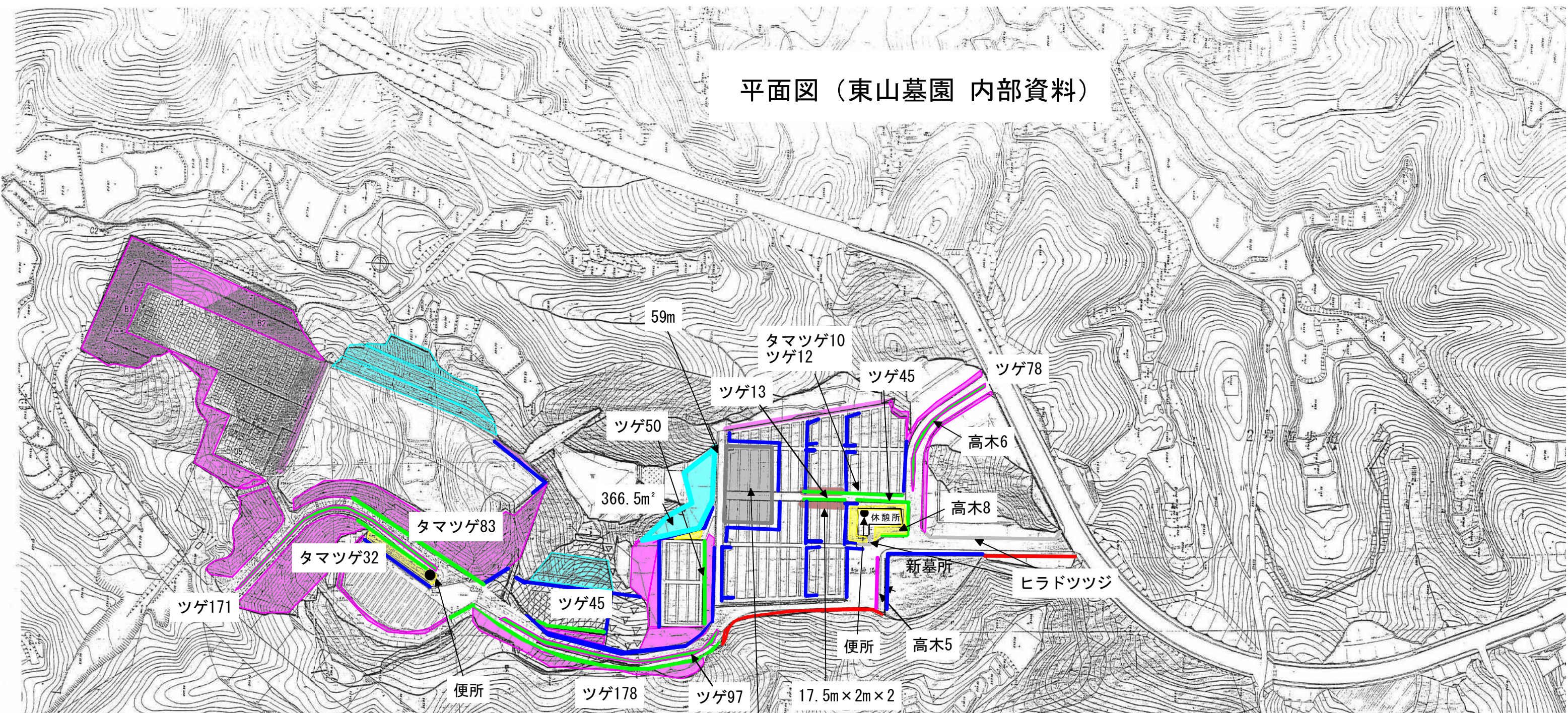
その他、この仕様書に定めのない事項については発注者と協議のうえ実施するものとするが、変更内容が軽微な場合については、これにかかる契約代金の清算は行わない。

#### 第9節（契約代金支払方法）

支払いの方法は年2回払いとし、各回の支払金額は契約代金の50%とする。1回目は6月から7月分、2回目は8月から12月分とし、各回の作業完了後、受注者からの請求により支払うものとする。



# 平面図（東山墓園 内部資料）

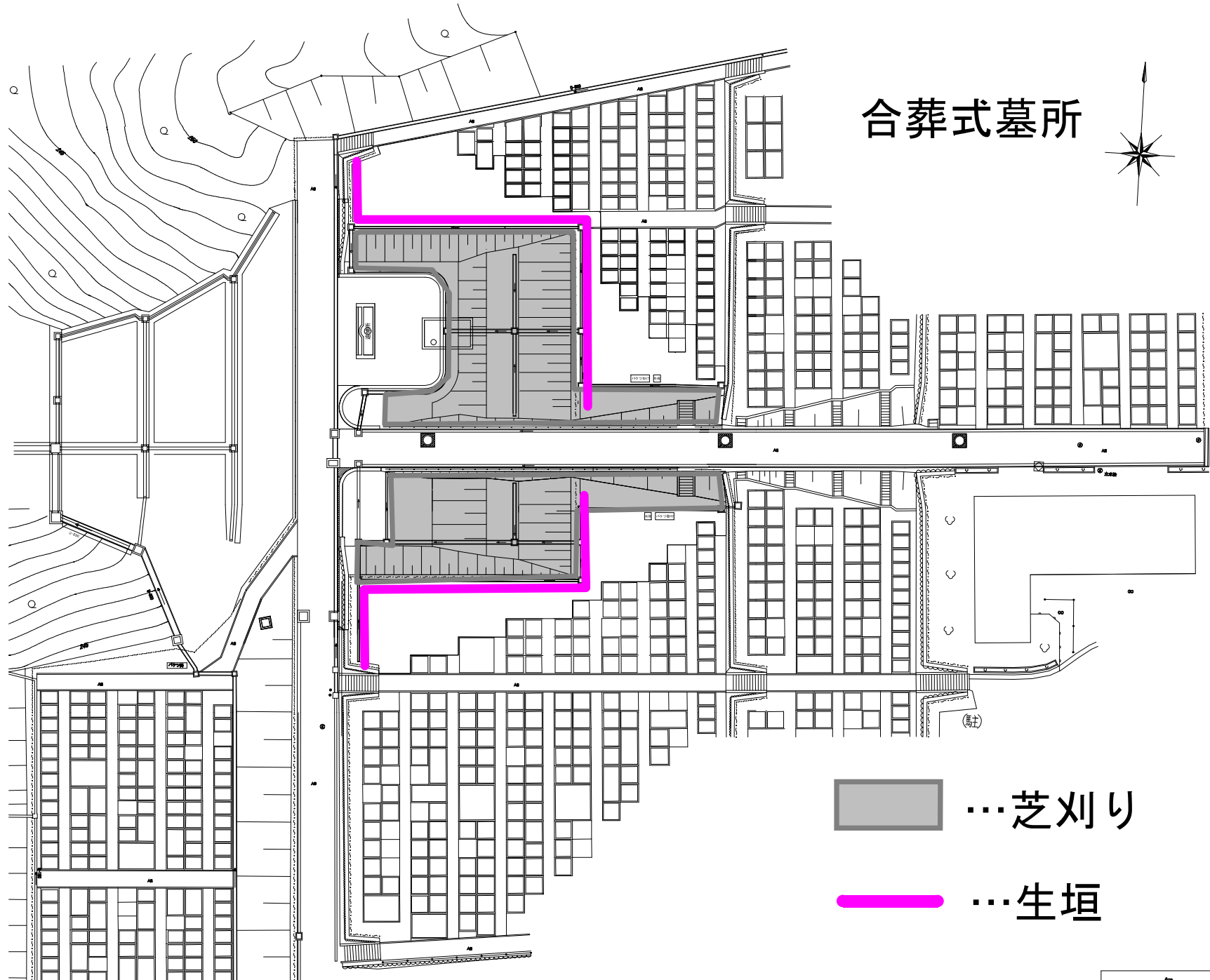


- : 生垣剪定
- : 玉物剪定
- : 除 草
- : 除 草
- : 芝刈り

除草工 (平地部・機械・年2回)	A = 300 m <sup>2</sup>
除草工 (法面部・機械・年2回)	A = 11,260 m <sup>2</sup>
除草工 (法面部・機械・年1回)	A = 1,750 m <sup>2</sup>
除草工 (路側部・機械・年2回)	A = 220 m <sup>2</sup>
除草伐根 (低木植込・法肩部・人力・年2回)	A = 70 m <sup>2</sup>
剪定工 (低木・寄植・年1回)	A = 213 m <sup>2</sup>
剪定工 (中木・生垣・年1回)	A = 2,940 m <sup>2</sup>
剪定工 (低木・年1回)	ΣN = 814本
剪定工 (高木・年1回)	N = 19本
除草伐根 (墓参路・人力・年2回) ※別添詳細	A = 1,050 m <sup>2</sup>
芝刈り (法面・機械・年2回) ※別添詳細	A = 760 m <sup>2</sup>



# 合葬式墓所



■ …芝刈り

— …生垣

# 第1期貸付墓所位置図

墓参路：約1,050m<sup>2</sup>



・色付きの部分（砂利道）の抜根をお願いします。  
 （※土手部分、墓の裏と土手の隙間部分などは除草でも結構です）  
 ・特に朱書き矢印部分は忘れやすいのでご注意ください。